森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM Asian Legal Insights

第 35 号（2015 年 1 月号）

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
（編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志）

今月のトピック

1. ミャンマー ： 会社法改正案の公表
2. インド ： 新会社法改正法案の下院承認
3. シンガポール ： 改正会社法による実務への影響

今月のコラム ―ジャカルタでの主な交通手段―

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 35 号（2015 年 1 月号）**を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー： 会社法改正案の公表

ミャンマーの投資企業管理局（DICA）は、アジア開発銀行（Asian Development Bank）の協力の下、1914 年に施行されたミャンマー会社法の改正を進めています。改正作業にあたっては国際協力機構（JICA）も支援活動を行っており、弊事務所も当該支援を行う委員会のメンバーとして関与しています。2014 年 12 月に DICA はミャンマー会社法の改正案の一部についてドラフトを公表し、パブリックコメントを募集しました。当該公表においては、新会社法の第 2 章（会社の組織、設立、権限）及び第 8 章（本法上登録が可能又は登録が必要なその他の会社）の改正案のドラフトが公表されています。本稿においては公表された改正案ドラフトの内容の一部を簡単に紹介します。

1 事業目的の廃止（ultra vires の法理の廃止）

改正案においては、ミャンマーにおいて設立する会社は自然人と同様にいかなる活動をも行う権限が付与されることとなります。現行法上において採られていた、法人の権利能力は定款所定の事業目的に限定されるとする「ultra vires の法理」は原則的に廃止されることとなります。

もっとも、外国会社については外資規制との関係もあり、無制限に権利能力が付与されることとなるとは考えにくく、規制の内容がさらに明確化されることが望まれます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

2　一人会社が可能に

改正案においては、株主が 1 名のいわゆる一人会社の設立が可能となります。現行会社法は、最低 2 名の株主を要求していますが、改正案においては当該制限は撤廃される予定です。

3　取締役の要件の追加

改正案においては、取締役の人数は 1 名以上とされています（現行会社法においては、取締役の人数について明文の定めはありませんが、株主が 2 名以上とされていることとの平仄から取締役についても 2 名以上の選任が必要であると解されています。）。また、最低 1 名の取締役はミャンマー国籍保有者である必要があります。

取締役に居住者要件はありませんが、改正案においては「authorized officer」という概念が新設され、全ての会社において「authorized officer」を選任する必要があります（取締役が兼任することが可能です。）。この「authorized officer」にはミャンマー居住者要件が課されています。そのため、この改正案によれば、今後は取締役に authorized officer を兼任させる場合には、ミャンマー居住者を選任する必要が生じます。

現状ではミャンマー国籍保有者やミャンマー居住者が取締役に選任されていないケースも多いことから、実務上大きな影響が生じることが予想されます。

4　外国会社（Foreign Company）の定義の変更

現行法上は、ミャンマーの会社の一株でも外国人が保有していれば当該会社は外国会社（Foreign Company）に該当し、様々な規制に服することになります。改正案においては、外国会社に該当するか否かについては別途「Ministry」が指定する外国人の保有比率により判断することになりますが、外国会社に該当したことに伴いどのような規制が適用されるかは必ずしも明らかになっていません。

5　国外会社（Overseas Corporation）の新設

改正案においては、ミャンマー国外において設立された国外会社（Overseas Corporation）という概念が新設され、国外会社がミャンマー国内で事業を行う場合には、DICA への登録が必要とされています。国外会社によるどのような活動が、DICA への登録が必要な「事業」に該当するかが問題となりますが、現時点の改正案ドラフトにおいては登録が必要とされない活動の例が列挙されているのみです。

登録が必要とされない国外会社による活動の例には、30 日以内に完了する独立した取引を行う場合（isolated transaction that is completed within a period of 30 days）が挙げられています。これを反対解釈した場合には 30 日間を超える独立取引をミャンマー国内において行う場合には、国外会社による DICA への登録（会社の設立又は支店等の設置）が必要とされることとなります。仮にこのような反対解釈が採用される場合、例えば建設会社やサービス会社が単発の工事や業務を請け負った場合に、ミャンマーでの会社・支店設立が要求されるおそれがあり、実務に大きな影響を与える

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

可能性があります。

以上は、あくまで現時点の改正案のドラフトの内容を紹介したものであり、今後の作業の過程で改訂される可能性があります。ミャンマー会社法の改正は、外資による投資が著しく増加しているミャンマーにおいて喫緊の課題の一つであり、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士　武川　丈士
☎　65-6593-9752（シンガポール）
☎　95-1-255135（ヤンゴン）
✉　takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士　文堂　友寛
☎　95-1-255136（ヤンゴン）
✉　tomohiro.bundo@mhmjapan.com

2.　インド：　新会社法改正法案の下院承認

2014 年 12 月、2013 年会社法（Companies Act, 2013）（「新会社法」）の改正法案（The Companies （Amendment） bill, 2014）（「新会社法改正法案」）がインド連邦議会の下院（Lok Sabha）で承認されました。

新会社法の多くの規定は、2014 年 4 月 1 日に施行されましたが、今回の改正は、施行後に企業や実務家から寄せられた新会社法の諸規定に対する意見や要望を踏まえたものです。

新会社法改正法案の内容のうち、主要なものは以下のとおりです。

①最低払込資本金の要求が撤廃されます。
②書面作成の承認に際する社印の押印が任意とされます。
③新会社法の諸規定に違反する方法で預託金（Deposit）を受領した場合に罰則（会社については 1,000 万ルピー以上 1 億ルピー以下の罰金、役員については 7 年以下の禁錮若しくは250 万ルピー以上 2,000 万ルピー以下の罰金又はその併科）が科されます。
④会社登記局に提出された取締役会決議の内容の閲覧が禁止されます。
⑤従来より、監査役は、会社の役員又は従業員によって詐欺的行為（fraud）が行われている又は行われていると信じるに足る理由を有する場合には、当該詐欺行為について中央政府への報告義務を負っていましたが、今般、別途定められる所定の金額に満たない詐欺的行為については取締役会へ報告すれば足りることとされました。
⑥監査委員会に年単位で関連当事者間取引を包括承認する権限が付与されます。
⑦親会社から完全子会社への貸付け及び親会社の完全子会社に対する保証又は担保の提供、並びに金融機関から完全子会社への貸付けに係る親会社の完全子会社に対する保証又は担保の提供が、これらの貸付金が完全子会社の主要な事業活動に使用されることを条件に許容されます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

⑧所定の関連当事者間取引に要求されていた株主による承認が従来の株主総会特別決議による承認から株主総会普通決議による承認で足りることとされました。
⑨親会社と完全子会社との間の関連当事者間取引については、親会社と完全子会社双方において株主による株主総会決議における承認が免除されます。

新会社法改正法案は現在インド連邦議会の上院（Rajya Sbha）で承認に向けた審議が行われており、承認後、大統領の承認手続を経て施行されることとなります。

新会社法は、依然としてその規定や解釈に不明確な部分があるため、今後も下位規則を含めて改正が行われる可能性があります。そのため、引き続き新会社法を取り巻く状況を注視していく必要があります。

弁護士　小山　洋平
☎　03-5220-1824
✉　yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士　関口　健一
☎　03-6266-8562
✉　kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com

弁護士　臼井　慶宜
（ムンバイAZB法律事務所出向中）
☎　03-6266-8586
✉　yoshinori.usui@mhmjapan.com

3.　シンガポール：　改正会社法による実務への影響

2014 年 10 月 8 日、シンガポール共和国国会において、シンガポール会社法（Companies Act）の改正法案が可決されました。施行日は現時点では未定であり今後官報（the Gazette）において指定されることとなりますが、2015 年前半にその大部分が施行される見通しです。

改正点は多岐に及びますが、本稿では主にシンガポールでの M&A や投資の実務に関して影響があると考えられる事項について紹介します。

（1）　株式取得に関する financial assistance についての規制緩和

現行法上、自社又はその持株会社の株式の取得に際して、ローンや担保の提供等の財政的な支援（financial assistance）を行うことは原則として禁止されており、シンガポール企業を対象とする M&A の場面において、スキーム選択に関する障害となっていました。

改正法では、上記規制に関し、非公開会社（公開会社の子会社である場合を除きます。）については撤廃し、その他の会社については、会社又は株主の利益及び会社の支払能力に重大な悪影響を及ぼさないものと認められる場合に、所定の手続を経たうえで適用免除とする、という形で緩和されました。これにより、対象会社の資産を担

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

保に買収資金を調達する、いわゆる LBO ファイナンスを行い易くなる等、M&A の場面におけるスキーム選択の柔軟性が高まることになります。

（2）　非公開会社の株主名簿作成義務の廃止

現行法上、すべての会社について株主名簿の作成が義務付けられていますが、改正法では、非公開会社についてこの義務を廃止することとし、これに代わって、会計・企業規制局（ACRA）が電子的記録により非公開会社の株主の情報を管理することとなります。非公開会社は、株主の変更があったときは即時に ACRA へ通知しなければならず、ACRA による電子的記録への登録が株式譲渡の効力要件となります。

これにより、非公開会社を対象とした M&A では、その株主の状況の確認を株主名簿に代わり ACRA の電子的記録によって行うことになります。また、株式譲渡のクロージングに際して、株主名簿の書換えに代わり、ACRA の電子的記録の更新によってその効力が生じることになります。

（3）　取締役による solvency statement の作成手続の変更

会社法上、合併を含む組織再編や減資等の場合においては、債権者保護の観点から、取締役による会社の支払能力に関する表明（solvency statement）が必要とされています。現行法上、この表明は宣誓供述書（statutory declaration）の形式で作成することが求められており、このような宣誓供述書は、法令上、宣誓管理官（commissioner for oath、日本の公証人に類似した資格職）による面前での認証が必要です。もっとも、このような特別な形式をとらなければいけないことについて抵抗を感じる取締役も多く、制度を利用しにくくしているとの指摘がありました。また多くの日系企業のようにシンガポールの現地法人の取締役の一部が日本に居住するケースでは、日本で公証人による面前認証を受けなければならず、そのような手続を行うのに手間と時間がかかりうるという問題もありました。

今般の改正法により、上記のような認証手続は不要となり、支払能力に関する表明書に取締役が署名することで足りることとなるため、取締役個人に責任が生じうるという留意点は依然あるものの、より使いやすい制度になったといえます。

弁護士　川村　隆太郎
☎　65-6593-9754（シンガポール）
✉　ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

弁護士　井上　淳
☎　65-6593-9759（シンガポール）
✉　atsushi.inoue@mhmjapan.com

弁護士　髙橋　悠
☎　03-6266-8954
✉　yu.takahashi@mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

今月のコラムージャカルタでの主な交通手段ー

今回のコラムでは、ジャカルタの主要な交通手段について、筆者の経験を踏まえてお伝えしようと思います。

1. タクシー

ジャカルタ駐在者は車をハイヤーしている方も多いですが、車をハイヤーしていない方がもっとも良く利用するのがやはりタクシーです。ジャカルタには様々なタクシー会社がある中で、比較的安全と言われているのはブルーバードとエクスプレスの 2 社であり、筆者もこの 2 社以外のタクシーはほとんど利用したことがありません。ただ、最近では、エクスプレスを強奪したグループが本物のタクシーを装って客（特に女性客）を乗せ、トランクに潜んでいたグループの一味が後部座席を前に倒して後部座席に移動し、客を脅して現金等を強奪するという事件も起きているので、どのタクシーも必ずしも安全とは言えないようです。深夜にタクシーに乗る際には、乗車前に一度トランクを開けて、人の有無をチェックすることが重要です。

2. バイクタクシー（オジェック）

ジャカルタの交通渋滞は有名ですが、そんな際に（多少）便利なのが、オジェックと呼ばれるバイクタクシー（バイク二人乗り）です。交通渋滞がひどい時には筆者も時々利用します。オジェックの難点はなんといっても、ヘルメットの臭いでしょう。みんなが使い回しているヘルメットの臭いはなかなかのものです。マイヘルメットを持参すれば快適なのでしょうが、なかなかそうもいかないので、ここは必死に耐えるしかありません。

3. バス（トランスジャカルタ）

ジャカルタには、極めてローカル色の強いものも含めて様々なバスが走っていますが、日本人にも比較的利用しやすいバスがトランスジャカルタです。筆者はまだ利用したことがなく、今回のコラム執筆を機にチャレンジしようかとも思ったのですが、日本人の同僚弁護士に話を聞いたところ、臭いがきつい、かなり混んでいる、携帯電話を盗まれたと不満を口にしていたため、残念ながら今回は断念しました。いつかチャレンジしてみたいとは思っていますが、その日は来ないかもしれません。。。

4. 電車

わずかながら電車も走っているジャカルタ。植物園が有名なボゴールという都市に週末に遊びに行く際、とても汚いんだろうなと覚悟しつつ乗ってみたのですが、実際

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

に乗ってみてビックリ、日本の中古電車が使われており、とても快適でした。平日も同様の快適さが得られるかは分かりませんが、週末に乗ってみるにはお勧めです。

日本と比べるとジャカルタの交通機関はまだまだ未成熟ですが、現在 MRT の建設が進んでおり、また、ジョコウィ新大統領はインフラ整備にも力を入れているようですので、そのような意味でジャカルタは今まさに過渡期にあると言えるでしょう。ジャカルタの風物詩である「大渋滞」を見られなくなる日が来るのも近いのかもしれません。

（弁護士　上野　満貴）

セミナー・文献情報

- セミナー　『アジア労働法カレッジ【ベトナム編】ベトナムの労働法制と労務管理のポイント』

  開催日時　2015 年 2 月 20 日（金）14：00～17：00

  講師　塙　晋

  主催　一般社団法人経団連事業サービス

NEWS

- 日本経済新聞の「2014 年企業法務・弁護士調査」にて高い評価を得ました

  日本経済新聞社による第 10 回「企業法務・弁護士調査」の 2014 年に活躍した弁護士ランキング（企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング（企業票＋弁護士票））において、当事務所の弁護士が以下の通り選ばれました。

  ＜企業法務部門＞

  菊地　伸　弁護士（企業 10 位）

  松井　秀樹　弁護士（企業 10 位）

  澤口　実　弁護士（企業 5 位、総合 4 位）

  石綿　学　弁護士（総合 7 位）

  三浦　亮太　弁護士（総合 8 位）

  ＜外国法部門＞

  射手矢　好雄　弁護士（企業 1 位、総合 1 位）

  江口　拓哉　弁護士（企業 5 位、総合 5 位）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

＜危機管理部門＞

松井 秀樹 弁護士（総合 8 位）

野村 修也 弁護士（企業 8 位、総合 10 位）

- 2015 年 1 月、新人弁護士（27 名）が入所しました

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2015 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.